

## 沖縄県立芸術大学博物館学課程委員会規程

令和3年4月22日

沖芸大規程第96号

(設置)

**第1条** 沖縄県立芸術大学（以下「本学」という。）に、沖縄県立芸術大学博物館学課程委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(審議事項)

**第2条** 委員会は、本学の博物館学課程に関する次に掲げる事項について審議し、その運営に当たる。

- (1) 博物館学課程に関すること。
- (2) 博物館実習に関すること。
- (3) その他博物館学課程、博物館実習に関する必要事項。

(構成)

**第3条** 委員会は、次の委員をもって構成する。

- (1) 博物館学課程専任教員
- (2) 美術工芸学部各専攻から選出された専任教員各1名
- (3) 音楽学部から選出された専任教員2名

(任期)

**第4条** 委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

**第5条** 委員会に委員長をおき、博物館学課程専任教員をもってこれに充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集しその議長となる。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

**第6条** 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

- 2 委員会の議決は、出席委員の過半数の賛成によって決定する。賛否同数のときは、議長がこれを決定する。

(意見の聴取)

**第7条** 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会へ出席させ意見を聴くことができる。

(庶務)

**第8条** この委員会の庶務は、教務学生課が行う。

(雑則)

**第9条** この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の議を経て、学長が定める。

**附 則**（令和3年4月22日学長決裁）

この規程は、令和3年4月22日から施行し、令和3年4月1日から適用する。